

## 令和3年度第1回高松市子ども・子育て支援会議 事前に提出いただいた御意見・御質問等

## 【全体について】

No.	御意見・御質問等	回答
1	<p>新型コロナウイルス感染症により、事業を行うことが出来なかった事例が複数あるが、感染防止を図りつつ実施された事業もある。感染防止に配慮しながらの各事業展開方法を希求し、事業目的を果たすよう努められたい。</p>	<p>昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しながら事業展開した方法としては、①参加人数の制限や広い会場への変更等、基本的な感染症対策を徹底した上で既存の方法で実施したもの、②オンラインや書面での開催等、実施方法そのものを見直したもの等が挙げられ、今年度も引き続き、対策を講じながら実施するよう努めているところであります。</p> <p>今後におきましても、ウィズコロナの時代を見据え、各事業ごとの目的に沿った事業の実施が実現できるよう工夫をして取り組むよう努めてまいります。</p>
2	<p>今後、新型コロナウイルスがどの位おさまるかは分かりませんが、この状況が変わらなるとすれば、今後の考えをお聞きしたい。</p> <p>また、コロナ禍において少子高齢化や、貧困問題、児童虐待等が加速化していくことが予想される。今後の子育て支援についての考えもお聞きしたい。</p>	<p>各事業において、上記に挙げた対策をとりながら新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した事業実施に取り組むことにより、子ども・子育て支援を推進してまいりたいと存じます。</p> <p>また、コロナ禍においては、外出自粛に伴い、男女の出会いの機会の減少、雇用環境の悪化、児童虐待等の潜在化など、新たな課題に直面しており、その対策は急務であります。</p> <p>まず、少子化対策につきましては、妊産婦の育児不安の解消や、保育所、放課後児童クラブ等の受け皿の確保、子育て家庭への経済的負担の軽減など、各種施策に取り組んでいるところでございます。また、結婚を希望する男女の出会いの機会を創出するため、香川県主体の「かがわ縁結び支援センター事業」により展開されている、縁結びイベントや婚活セミナーなどに関する情報発信を行うなど、引き続き、子育て支援と結婚支援の両面から少子化対策を推進し、本市の実情に即した、子どもを生み育てやすい環境づくりに、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>次に、貧困問題につきましては、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円の支給を行ったり、さらに経済的支援が必要な家庭に対しては、フードバンクやものバンクを活用して食品や必要な物品の提供を行ったり、生活保護やその他必要な制度につながるよう支援を行っているところでございます。また、子どもが社会的孤立に陥らないようにするため、子ども食堂運営団体等への委託により、子どもへ食事提供や学習支援・相談支援等を行っているところでございます。</p> <p>また、児童虐待問題につきましては、昨年の学校等の休業期間中においては国の「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき保育所・学校等による支援対象児童等の定期的な状況把握に努めたところであります。今後におきましても、高松市児童対策協議会を中心として、関係機関との連携の下、注意深く見守るとともに必要な支援を行ってまいりたいと存じます。</p>
3	<p>第2期高松市子ども・子育て支援推進計画に基づく取組みには、学校運営を円滑に行う上でなくてはならないものが多く含まれている。今後も取組みが適切に実行されることを強く望む。</p>	<p>学校・家庭・地域が連携し、高松の子どもたちの健やかな成長に尽力してまいります。特に学校においては、教職員だけでなく、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの支援を得ながら、不登校・いじめ、また、虐待や貧困等の早期発見・早期対応に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>また、第2期高松市子ども・子育て支援推進計画に基づく取組みにつきましては、関係各課と密に連絡を取りながら、適切に実行してまいりたいと存じます。</p>

4	<p>コロナの影響を受ける事業が実施できず（イベント・研修等）評価点が悪くなるのは致し方ない（不可抗力）だが、コロナの影響が少ない事業について評価点が悪いのは「なぜか」の分析と対策が必要である。</p> <p>まずその点において評価確認（PDCAのcheckの機能がこの会議にあるのだから）がしやすいように、コロナの影響を受けている事業とそうでない事業を色分けするか、○をつけるとかして分かりやすくしておいたほうがよい。</p>	<p>今回、追加資料としてあります、【資料1-1】及び【資料2-1】につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業につきまして、目視で分かるように印を付けました。事業ごとの「評価」欄の右側の列に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業につきましては「○」を、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、かつ3密を避けられないと考えられる事業につきましては「●」を付け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業であるか否かを分かるようにいたしました。</p>
5	<p>コロナ終息後、コロナ前とは社会の情勢や価値感などが変化していると思われる。</p> <p>目標設定や取り組み設定の見直しが必要なものはないのか、見直しが可能なのか（年度途中で）など確認したい。</p>	<p>第2期計画の数値目標につきましては、計画期間（令和2年度～令和6年度）全体を通して事業の推進を図り、計画最終年度（令和6年度）に達成を目指すものとして設定しております。令和4年度が中間見直しの時期となっておりますので、目標設定や取り組み設定の見直しが必要なものにつきましては検討する次第でございます。</p> <p>また、【資料1-1】における令和3年度の事業内容（計画）につきましては、調査時点（本年6月）の内容を記載しており、各課が感染症の影響を織り込んで計画を設定しております。感染症の影響により、事業の新規実施、廃止があれば次年度に反映し、その時々状況を見直し、柔軟に対応してまいりたいと存じます。</p>
6	<p>コロナの影響で少子化の進行が18年前倒しになるようなデータも出ているが、そのあたりについても高松市としての見解を聞きたい。</p>	<p>御意見のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、少子化の進行が危惧されております。</p> <p>本市におきましては、人口減少対策に取り組むとともに、少子化対策を含めた総合的な子育て支援を推進しているところでございます。令和元年度から一般不妊治療の助成を開始したり、昨年度から医療費助成の対象を中学生の通院費にまで拡大したりするなど、支援施策の充実・強化を図っているところでございます。</p> <p>今後におきましても、多様な地域子ども・子育て支援事業を実施することで、妊娠・出産・子育ての不安を緩和できるようにいたしますとともに、子育てしやすい環境整備に取り組んでまいりたいと存じます。</p>

【資料1-1について】

No.	御意見・御質問等	回答
1	<p>No.5 産後ケア事業について</p> <p>評価は4であるが実質昨年度はコロナ禍で実家からの手助けが得られない、里帰りできないなどの相談が相次いだ。ニーズとしては例年と比較にならないほど産後ケアを必要としている人が多かったのではないかと考えているが数字的には例年並みである。</p> <p>このことについて担当課としてどうとらえているか。</p>	<p>産後の支援者不足が見込まれる方につきましては、各医療機関からの情報提供を受け、保健師等による家庭訪問を実施し、地域で利用できる様々なサービスの情報提供を行っています。</p> <p>そのサービスの1つである産後ケア事業につきましては、コロナ禍におきましても、委託事業者の御協力をいただきながら、中断することなく、希望者全員を受け入れることができましたが、感染を懸念し、自身で利用を控えた方がいらっしゃる可能性は否定できないものと捉えています。</p>
2	<p>No.23 高松型地域共生社会構築事業について</p> <p>その実績・成果に関し、会議回数ではなく、包括的な相談支援への取組成果をお示し頂きたい。</p>	<p>・まるごと福祉相談員…アウトリーチを行いながら、困りごとを抱える人や世帯の相談支援や関係機関と連携した支援のコーディネートを行いました。</p> <p>アウトリーチ件数（地域の拠点へ出向いたり、収集した情報を基に戸別訪問を行う） 854件                  支援件数 299世帯400人</p> <p>・つながる福祉相談窓口…制度・分野にかかわらず幅広く福祉に関する相談を受け、担当課や関係機関につながりました。                  相談件数 39人</p>
3	<p>No.32 農園体験・クッキング活動事業について</p> <p>幼少期から野菜、果物を知り、又その調理方法を学ぶということは大切だと思う。公立保育所に限らず、私立でもどんどん進めていただきたい。食は野菜に限らないので肉、魚の方も企画できたらいいと思う。</p>	<p>季節の野菜や果物等の栽培や収穫、収穫した農産物等を使ったクッキング活動等により、食に関する知識や技術の習得、食への関心や食べる意欲の向上につながっており、成長期における、このような体験活動は、とても重要なことだと考えております。今後においては、御提案いただいた方法等も含め、幼少期からの食育の推進について、保育所等に周知してまいりたいと存じます。</p>

4	<p>No. 39 こども食堂等支援事業について</p> <p>開始3年で15か所、令和4年度の目標が23か所というのをぜひ頑張ってもらいたい。(新型コロナウイルス感染症の影響により休止する団体があったり、書類数が多く、市補助金が申請しづらいといった声もあるとあったので。)</p> <p>設置数を増やすと、徒歩や自転車で行動する支援を必要とする子どもも利用しやすいと思う。飲食店も子の事業に参加することで得られる口コミや評価も上がると思う。</p>	<p>本市では、平成30年度から、様々な家庭環境で育つ子どもを地域で支援するため、家庭的な雰囲気のもと、地域の子どもの対象に、食事や地域住民との交流の場、学習機会の提供などを行う子ども食堂を実施する団体に対して、子ども食堂の新規開設及び運営に要する経費の一部を補助する事業を実施しています。</p> <p>しかしながら、御指摘のとおり、書類数が多いなどの理由から申請しづらいとの御意見もあったため、昨年度末に交付要綱の一部改正を行い、交付要件を整理するとともに、必要書類の軽減を図ったところです。</p> <p>また、民間主導で発足した「たかまつ子ども食堂ネットワーク」が開催する会において、補助金の活用に関して周知する機会も得たことから、交付申請件数についても、昨年度の2団体から、今年度は8月1日時点で5団体に増加しています。</p> <p>また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を休止する団体もございましたが、活動の継続を後押しするため、緊急対策事業として、感染症対策のための物品購入等に対する補助を行ったところでございます。</p> <p>次年度以降も、子ども食堂の新規開設及び運営に対する補助を継続するとともに、「たかまつ子ども食堂ネットワーク」との連携も図りながら、継続的な支援をしてまいりたいと存じます。</p>
5	<p>No. 80 社会人権教育推進事業 No. 81 人権啓発活動事業 No. 82 人権啓発推進事業について</p> <p>LGBTの動画を高松の民間団体が作っている。特に教育現場ではコロナで黙食推進しておりその際動画を見たりするチャンスであることから、積極的に動画教材を使い人権教育を進めてほしい。</p>	<p>LGBTに関する理解については、広く啓発を行っているところでございます。学校教育におきましても、教職員向けのパンフレットの作成や指導の充実について研修を行っているところであります。</p> <p>今回紹介いただいているDVDにつきましても、本市教育委員会として協力もさせていただき、広く宣伝・啓発いたしております。民間団体の方とも協力しながら啓発に努めていますが、DVDについてはレンタルに経費がかかること、また、視聴と同時に解説や授業が必要なことから、各学校での主体的で積極的な取組の推進に期待するところであります。今後も、提案いただいた方法等も含め、学校等に周知してまいりたいと考えます。</p>
6	<p>No. 113 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業について</p> <p>コロナ禍で開催ができなかったが「できる、できない」の判断を行政がするのではなく、受託している民間団体としっかり協議してオンライン活用を(今年度は取り組んだが)すぐに取り入れることは不可能だったのかどうか検証が必要。(行政の判断だけで事業を1年飛ばすということがどうということかという意味で)</p>	<p>令和2年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響や感染拡大を見通せず、コロナ禍における参加者の安心安全を第一に優先した結果、事業中止という判断をしたところであります。</p> <p>しかしながら、ウィズコロナを見据えた事業実施が求められる中、今年度におきましては、2年前の受託団体の方々に御意見を頂きながら、オンラインを活用するなど、代替手段を使って事業を実施しているところでございます。</p> <p>今後におきましては、各事業の目的・特性・対象者などに応じて、専門的見地や参加者等の御意見を頂きながら、効果的な事業実施となるよう努めてまいりたいと存じます。</p>

7	<p>No. 137他 障害児を守る日関係事業について</p> <p>「障害」と「障がい」が用いられています。人権や差別に関する留意すべき表現について、市の統一基準は有りませんか。</p>	<p>本市では、平成21年度から「障害」に代わり「障がい」の表記を用いています。ひらがな表記の「趣旨」、「基本的な考え方」は、次のとおりです。</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1)「害」という漢字の否定的なイメージを考慮するとともに、差別感や不快感を持つ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重して改める。</p> <p>(2)変更することで、市民の障がいに対する関心・理解を深め、市民の意識醸成につながることを期待する。</p> <p>2 基本的な考え方</p> <p>人や人の状況を表す「障害」の表記については、条例・規則・要綱等における表記を除き、原則として、ひらがなの「がい」を用いる。ただし、次の適用除外項目に該当する場合は漢字表記とする。</p> <p>【適用除外項目】</p> <p>ア 法令、条例・規則・告示等の名称</p> <p>イ 法令、条例等で規定されている用語、制度・事業等の名称</p> <p>ウ 関係団体・施設等の固有名称</p> <p>エ 人や人の状態を表さないもの</p> <p>オ その他ひらがな表記とすることが適当でないもの</p>
8	<p>No. 152 院内学級設置事業について</p> <p>コロナ禍において院内設置ができなかったゆえ、小学校でも一人一台タブレットを持つ時代なので、院内学級でも取り入れてみてはどうか。</p>	<p>現在、新型コロナウイルス感染症対策のため院内学級は開設されておりません。今後、対象児童生徒への対応が必要となった場合には、病院と相談の上、可能な範囲で対応したいと存じます。</p>
9	<p>No. 192 地域まちづくり交付金事業について</p> <p>子ども・子育て支援推進事業分野におけるまちづくり交付金事業内容につき、その実績・成果をまとめるべきではないでしょうか。交付金を交付するのみでなく、その用途についても決算書にて把握されていると思います。</p>	<p>各地域コミュニティ協議会から、地域まちづくり交付金を活用して実施した事業の内容及び決算額等につきましては、高松市で把握しております。</p> <p>御意見いただきました、「子ども・子育て支援推進事業分野におけるまちづくり交付金事業内容につき、その実績・成果をまとめる」ことにつきましては、決算書等から子ども子育て分野の事業を抽出し、決算額をまとめる等、今後、検討してまいりたいと存じます。</p>

10	<p>No. 239 放課後子ども教室事業について</p> <p>地域と協議を行い事業を開始するとのことですが、地域ごとにそのニーズに違いがあるのではないのでしょうか。実状に沿った事業展開を希望します。</p>	<p>地域ごとに、子どもの居場所づくりに対するニーズは異なるものと存じますことから、当事業の新規開設に当たっては、コミュニティ協議会をはじめとした、地域の方々の意見を確認しながら進めたいと存じます。</p>
11	<p>No. 240 一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業について</p> <p>必要性はどの程度あるのでしょうか。前項と同じく、地域の実状に合った事業展開をお願いします。</p>	<p>一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた、全ての児童が放課後子ども教室の活動に参加できるものであり、児童の安全・安心な居場所を確保するための事業と位置付けられています。</p> <p>ただし、放課後子ども教室につきましては、校区によって実施回数や活動内容が異なりますので、その推進に当たっては、地域の実情やニーズを考慮してまいりたいと存じます。</p>
12	<p>No. 266 ちびっこ広場整備事業について</p> <p>整備事業全体の中でのフェンス整備の位置づけが明示されれば理解し易い。他に、優先度の高い、安全性向上に資する事業等はないのでしょうか。</p>	<p>ちびっこ広場の管理については、各々の広場管理者が行うこととなっており、日常点検の結果、損傷等を発見した場合、市に連絡が入るようになっております。</p> <p>この連絡の後、市において修繕等を行いますが、令和2年度においては、日常点検の結果、修繕が必要な施設は、フェンスのみであったため、これを対応したものです。</p>
13	<p>No. 280 コミュニティ推進事業について</p> <p>例としてですが、「事業名」としては、その事業内容が分かるような名称の付け方が望ましいと思います。「コミュニティ推進事業」では、子ども・子育て支援推進事業分野での目標とする事業内容が分からない。</p>	<p>事業名につきましては、地域のリーダー養成を目的として実施している「人材養成事業」と、各地域コミュニティ協議会の事務局体制強化に対し、支援を行っている「地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業」の2つの事業を包括して、「コミュニティ推進事業」としているところです。</p> <p>御意見いただきました、「事業内容が分かるような名称の付け方」につきましては、今後、検討してまいりたいと存じます。</p>

【資料1-4について】

No.	御意見・御質問等	回答
1	<p>0～2歳児の保育所での受入れについて、最近産後うつになる母親が増えており、相談件数も多い。</p> <p>働いていないが自分で子どもを十分に育てることができない母親が増える中、働いている母親よりも保育施設を利用できる基準値が低いのが現状である。</p> <p>企業主導型保育事業では、一定期間過ぎると出ないといけない。</p> <p>産後うつのように、働いていなくても自分で子どもを十分に育てることができないような人を対象にした枠組みも作っていただきたい。</p>	<p>就労していない保護者においても、産後うつ症状で保育ができない状況の場合は、診断書の提出があれば「疾病・障がい」要件と認定しており、保育施設等を利用することができます。なお、利用調整においては、自宅療養（通院加療）の場合、就労時間（月80時間から100時間）と同程度の調整を行っております。</p> <p>また、子育て親子が気軽に集い、相互に交流できる場を提供する地域子育て支援拠点事業や育児相談等を行う地域子育て推進事業、子育てに係る利用者の個別ニーズを把握し、相談支援等を行う、子育て世代包括支援センター事業や利用者支援事業等も行うことで、地域における子育て家庭への支援も行っています。</p>